（排水施設の設置に関する技術的基準）

第五十七条　法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一　堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二　陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三　その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四　専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けるものであること。

イ　管渠の始まる箇所

ロ　排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ　管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五　ます又はマンホールに、蓋を設けるものであること。

六　ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めを設けるものであること。

（軽微な変更）

第五十八条　法第六十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。　（新設）

（変更の許可の申請書の記載事項）

第五十九条　法第六十二条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　変更に係る事項

二　変更の理由

三　法第五十七条第一項の許可の許可番号

（変更の許可の申請書の添付図書）

第六十条　法第六十二条第二項の申請書には、法第五十八条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第五十一条第二項から第四項までの規定を準用する。　（新設）

（特定開発行為に関する工事の完了の届出）

第六十一条　法第六十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十の工事完了届出書を提出して行うものとする。　（新設）

（検査済証の様式）

第六十二条　法第六十三条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十一とする。　（新設）

（特定開発行為に関する工事の完了等の公告）

第六十三条　法第六十三条第三項の規定による公告は、特定開発区域（特定開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）に含まれる地域の名称、法第五十七条第一項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに特定開発区域（浸水被害防止区域　（新設）